

## 回 答 書

御質問の件について次のとおり回答いたします。

(質問事項 1) 市民アンケートの回答が二者択一であった理由はなぜか。

【回答】

今回の市民アンケートは、市民会館の「存続」、「解体」について市民の意向を把握するために実施したのですが、「改修」は「存続する」の範疇に入るものであり、二者択一としたものです。

なお、平成15年に実施した市民意識調査「ふれあいアンケート」での選択肢は「現状のまま、存続させる」「大規模な改修をして、活用を図る」「解体する」の3つでしたが、このアンケートの実施方法については、【アンケートに疑問『建築の評価を隠し、保存選択肢を2つに分け、いかにも解体意見が多数のように扱っている』】という指摘も受けており、このことも考慮したところです。

### 1. 意見交換会で出された意見が反映されていない。

今まで収集した意見及び意見交換会で出された意見をまとめて、[存続についての主な意見]、[解体についての主な意見]として掲載したところです。意見交換会で出された様々な意見等を全て反映することについては、アンケートの対象者数や紙面の都合上、制約があることを御理解ください。

なお、アンケート依頼文には、**その他**として、今までの存続問題に関する資料について、①市役所のホームページで閲覧できること②市役所担当課、各地区市民センター、各総合支所に置いてあること③担当課に電話をすれば郵送すること④不明な点や質問は担当課で対応していること等をお知らせしています。

### 2. 「維持管理費」の記載はあったが「解体費用」については何の記載もない。

ホールを持つ「都城市民会館」「市総合文化ホール」「ウエルネス交流プラザ」の3つの文化施設について「開館年月日」「客席数」「維持管理費」「収入額」等、実際の数値を掲載しています。

これに対して「解体費用」は、方針が決定してから発生する経費であり、また、「解体費用」約2億2,700万円(見積金額)のうちの約1億3,700万円に相当するアスベスト除去費用は「存続」する場合でも必要となる経費です。したがって建物解体に要する費用としては約9,000万円が見込まれるところですが、これを「維持管理費」と比較して判断の対象とすべきではないと考えたところです。

### 3. 解体後の跡地利用に触れていない。

今まで収集した意見や意見交換会での解体後の跡地利用は、「公園」「中央公民館」「総合施設(図書館、福祉センター、中央公民館)」「総合体育館」「屋内プール」「駐車場」「芝生広場」等、様々な意見がありましたが、今回の市民アンケートは、市民会館の「存続」、「解体」について市民の意向を把握するために実施したものであり、仮定としての解体後の跡地利用については触れておりません。

### 4. 意見交換会の総括前に内容が作られていたものと推測される内容である。

15地区での意見交換会(最終:姫城地区12月4日)には、「アンケートの内容をどうするか」を常に念頭に置きながら臨んでおり、意見交換会終了後、すぐにアンケート内容について協議し、内容を決定したものです。

5. アンケート結果を都城市民の「民意」とするには無理があるのではないか。

アンケートの実施は、「市民会館に対する市の基本的な方針」を明確に示したうえで、中立的な立場で内容を検討・協議して決定しています。アンケートとして通常必要とされる調査数（本市の場合4,000人）で実施し、45.3%という高い回収率でしたので、その結果は重く受け止めています。

〈質問事項 2〉建築学会等の建築専門家団体等からの「存続要望書」に対してどう答えるか

【回答】

日本建築学会九州支部をはじめとする一連の保存要望書は真摯に受け止めており、都城市民会館の建築的価値は認識するものですが、市民会館の役割、市民の意向及び市の財政状況を考慮すると、解体の選択はやむを得ないものです。

〈質問事項 3〉都城市民会館の再生案や再生案の公募は検討されるのか

【回答】

解体する方針であり、再生案の公募は検討しておりません。

〈質問事項 4〉都城市民会館に関する今後のスケジュールはどうなっているか

【回答】

本年3月市議会に、平成19年度当初予算として「市民会館の解体設計委託料」を、また、「都城市民会館条例を廃止する条例」の議案を上程します。

なお、平成19年度中に補正予算措置をして、アスベスト除去と建物解体を一体とした解体工事を実施する方針です。

1. 存続に向けて民間等への売却・委譲などの検討があるのか

市民会館の跡地は有力な公共用地であるため、建物を売却・委譲すると、借地権等の問題が発生し、今後のトラブルの原因ともなりかねません。また、市民会館の延べ面積約4,182㎡中、7割以上に当たる3,128㎡（その内ホール部分の563㎡は剥き出し、残りのホール、会議室、廊下及び事務室部分の2,565㎡は封じ込め処理及び囲い込み処理）にアスベストが使用されている現状では、市の責任として、民間等へ売却・委譲することはできません。

御不明な点がございましたら、生活文化課（電話 23-7180）へお問い合わせください。